

越谷市介護保険利用者負担助成に関する協定書

越谷市（以下「甲」という。）と指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所のいずれかのサービス事業所である_____（事業所番号_____）を営む _____（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、越谷市介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱（以下「要綱」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（居宅サービス費用の支払い）

第2条 居宅サービスに要した費用の支払いについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 乙は、居宅サービス（福祉用具購入費及び住宅改修費を除く。）の利用者負担額の助成に関し、助成対象者に係る保険給付費を国民健康保険団体連合会に請求を行うものとする。

(2) 乙は、提供したサービスに係る費用から、その費用に訪問介護等利用者負担額免除認定証又は介護保険居宅サービス減額認定証の給付率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を差し引いた額を要介護被保険者等（生活保護受給者を除く。）に請求するものとする。

(3) 甲は、利用者負担額に要綱別表の軽減割合を乗じて得た額、又は軽減割合を乗じて得た額から公費負担額を差し引いた額を乙に支払うものとする。

（助成額の支払い）

第3条 甲は、国民健康保険団体連合会からの給付情報の受理後30日以内に、前条第3号に規定する額を乙に支払うものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、要介護被保険者等の介護サービスの利用に関し、指定居宅介護支援事業者との必要な連絡調整を行わなければならない。

（協定の解除）

第5条 甲は、乙がこの協定書の内容に違反した場合及び介護保険法等に違反した場合は、協定を解除することができる。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日の属する月の初日から当該日が属する年度の末日までとする。

ただし、甲乙双方が協定内容に異議を述べなかった場合は1年毎に更新するものとする。

（疑義の解決）

第7条 この協定書に定めない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市
越谷市長 福田 晃 印

乙
印